

関西外国語大学大学院 研究生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、関西外国語大学大学院学則（以下「学則」という）第 64 条第 2 項の規定にもとづき、研究生に関し必要な事項を定める。

(受入時期)

第 2 条 研究生の受入時期は、学期始めとする。

(申請資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者に申請資格を与える。

- (1) 国内外の大学院に在籍する学生
- (2) 国内外の高等教育機関の教員
- (3) 国内の初等中等教育に携わる教員
- (4) そのほか、前各号に準ずる者

(申請手続)

第 4 条 前条の申請資格を有する者で研究生を志願する者は、受入を希望する学期開始日の 3 か月前までに次の各号に定める書類を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生受入願（所定様式）
- (2) 研究計画書（所定様式）
- (3) 履歴書（写真付）
- (4) 推薦書（在職者の場合の推薦者は所属機関の長）
- (5) 教員の場合は教育研究業績書

(受入許可)

第 5 条 前条の所定の手続により研究生を志願した者について、学長が受入の可否を判定する。

2 受入を許可された者には研究生証を発行する。

(登録料および研修料)

第 6 条 受入を許可された者は、学則別表第 4 に定める登録料および研修料を納入しなければならない。

(受入期間)

第 7 条 研究生の受入期間は原則として 1 年間を限度とする。ただし、学長が認めた場合に限り、所定の手続を経て、さらに 1 年間を限度として延長することができる。

(受入許可の取消)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が研究生の受入許可を取り消す。

- (1) 本学の許可を得ることなく研究目的以外の活動等を行った場合。
- (2) 本学の秩序を乱し研究生としての本分に反した場合。
- (3) 研究指導教員の指示に従わない場合。
- (4) 行方不明の場合。

(研究成果の報告)

第 9 条 研究生は受入期間が満了するまでに、研究成果報告書を、研究指導教員を通じて学長へ提出しなければならない。

(雑則)

第 10 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項については学長がその都度指示する。

- 2 学内諸施設は許可を得て利用することができる。
- 3 研究生が本大学院等の授業科目の聴講を希望する場合は、大学院研究科長が許可することがある。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。